

公 表

地方自治法第243条の3第1項の規定により、令和7年度下半期における財政状況を次のとおり公表する。

令和8年6月1日

四街道市長 鈴木 陽 介

財政の動向及び財政方針

令和7年6月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針2025」によると、国は、経済は成長と分配の好循環が動き始めているとし、コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、構造改革への取り組み、人口減少下にあっても経済のパイを減少させないためのイノベーションや生産性の向上、質の高い雇用の確保により、国民が「今日より明日はよくなる」と実感できる「新しい日本・楽しい日本」を目指すとしています。

本市の財政状況は、令和6年度決算において、財政調整基金の取崩し額の減少等により、実質単年度収支は赤字となり、経常収支比率は92.5%と前年度比2.0ポイント上昇しました。

歳入においては、市税収入の増加が見込まれるものの、依存財源である国庫支出金や県支出金が増加しており、安定的な自主財源の確保に努めていく必要があります。

一方で歳出においては、高齢化の進行や子育て支援等に対応するための社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策、ゼロカーボンの推進、ごみ処理施設整備の早期実現等、財政状況に影響を与える多様な課題に直面しております。

このような状況を踏まえ、令和8年度の予算編成に当たっては、四街道市総合計画基本構想に定める新たなまちづくりの方向性『幸せつなぐ 未来への道しるべ』の実現を目指し、「HAPPY SMILE PLAN」に掲げた計画事業に重点的に予算を配分し、事業の目標達成に向けて着実に推進する方針の下、編成しました。

また、「第9次四街道市行財政改革推進計画」に掲げた項目を着実に実施し、多様化する市民ニーズに対応するため、事業の効率的・効果的推進と、持続可能な財政基盤構築の両立に向けて取り組むこととしました。

将来に向けた持続可能な財政基盤を構築するためには、予算執行段階においても、全庁を挙げて歳入・歳出全般の収支改善に努め、執行管理を徹底するとともに、最大限の費用対効果が得られるよう、従来にも増して職員の創意工夫による財源の確保と経費の削減を進めることとします。